



島根県報

平成29年10月10日（火）

第2,945号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し 2

【労委告示】

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の
認定 2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第30号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、松江市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年10月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
美保関老人福祉センター	松江市美保関町七類1483番地2	平成29年10月1日

労 働 委 員 会 告 示**島根県労働委員会告示第2号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成29年9月28日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定（平成22年島根県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

平成29年10月10日

島根県労働委員会会長 吾 郷 計 宜

島根県病院局の職員が結成し、又は加入する島根県病院局職員労働組合については、当該病院局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	役 職 名
本局	局長 参与 次長 課長 管理監 上席調整監 調整監 企画幹（総務及び給与を担当する者に限る。）
中央病院	病院長 医療情報化管理者 副院長 参事 局長 室長（図書室長を除く。） 次長 診療部長 看護部長

	総務部長 経営部長 部長（科を統括する者に限る。） 科長 センター長 総務課長 給与課長
こころの医療センター	病院長 副院長 局長 医療技術部長 次長 室長 薬剤科長 総務企画課長